

川崎市公告第526号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

議会かわさき仕分け、梱包及び送達に関する業務委託

(2) 履行場所

川崎市議会議会局指定場所

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

議会広報紙「議会かわさき」の仕分け、梱包、送達業務及びそれに関する業務とする。詳細は「議会かわさき仕分け、梱包及び送達に関する業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「25倉庫・運送業務」—「01運送業務」で登録されていること。

(4) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、一般競争入札参加資格確認申込書にて主要な部分を除き一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階

議会局総務部広報・報道担当 丸橋

電話 044-200-3377

(2) 配布、提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月20日（金）まで

土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留又は簡易書留に限る）とします。

ただし郵送の場合は期間最終日午後5時までに必着とします。

※提出書類の不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

4 入札公表及び仕様書等の縦覧等

入札公表及び仕様書等は、上記3（1）の場所において縦覧に供します。期間については上記3（2）と同じです。なお、縦覧書類については、インターネットでダウンロードすることもできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに令和8年2月26日（木）に入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、同日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに上記3（1）の場所において入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

（1）連絡先

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階

議会局総務部広報・報道担当 丸橋

電話 044-200-3377

（2）質問受付期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月5日（木）午後5時まで

（3）質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

（4）質問受付方法

電子メールまたはFAXに限ります。

電子メール 98kouhou@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3953

（5）回答方法

令和8年3月6日（金）に参加資格を有する全社に文書（電子メール又はFAX）で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参

加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、紙入札方式とし、所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封入してください。

イ 入札は、全4回の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

令和8年3月19日（木）午前10時

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所本庁舎24階 議会応接室1

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約条例及び川崎市契約規則等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。